

大山崎町病児・病後児保育事業

乳幼児及び児童が病気またはケガや病気の回復期で、まだ保育所や小学校などに通えない期間、保護者が仕事など家庭で保育できない場合に、専用の保育室で保育を行うものです。

1. 対 象

次のすべての要件にあてはまる乳幼児及び児童

- (1) 大山崎町内に住所を有すること。
- (2) 生後6ヶ月以上の乳幼児及び小学校に就学している児童であること。
- (3) 病気の回復期に至らない者及び病気の回復期にある者であって、医師の判断により事業の対象とすることが可能と認められること。
- (4) 保護者が就労、傷病、入院、出産、家族の介護又は看護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事情により、家庭で保育することが困難であること。

※次のいずれかの要件にあてはまる場合は、利用できません。

- (1) 入院治療が必要な場合
- (2) はしか、流行性角結膜炎、しらみ、下痢・おう吐・ぜんそくの症状がきつい場合 など

2. 場 所

ひかり保育園大山崎町病児保育室（運営主体：社会福祉法人物集女福祉会）

住所：大山崎町字大山崎小字西谷2番地10（JR山崎駅自転車等駐車場横）

TEL：075-959-7070

3. 定 員

おおむね5名

4. 利用時間・申込受付時間

月～土曜日（祝日を除く） 午前8時～午後6時

5. 休所日

日曜日・祝日・年末年始期間（12月29日～1月3日）・お盆休み（別途お知らせします）

6. 利用料など

- (1) 利用料：2,000円/日 ※生活保護世帯及び町民税非課税世帯は利用料全額免除になります
- (2) おむつ代：50円/枚 ※必要な者のみ
- (3) タクシー費用や医療機関の受診に係る費用 ※送迎サービス利用者のみ



<<裏面に続きます>>

7. 利用方法

(1) 利用登録票に必要事項を記入し、ひかり保育園大山崎町病児保育室へ提出してください。

※利用登録票の配布は、役場福祉課（7番窓口）、ひかり保育園大山崎町病児保育室で行っています。

※利用登録票は年度毎に提出が必要です。

(2) 利用する日の前日までに、ひかり保育園大山崎町病児保育室へ電話で申込してください。

※定員に余裕があれば、利用する当日の申込も可能です。

(3) 利用するまでに医療機関を受診し、連絡票に入院の必要性がない旨の確認を受けてください。

※医療機関受診後に、事前に病状をひかり保育園大山崎町病児保育室へ連絡してください。

※医療機関によっては、連絡票の記入に文書料が発生する場合があります。

(4) 利用する当日に申込書に連絡票・病状チェックシートを添付し、ひかり保育園大山崎町病児保育室へ提出してください。

※利用の際に必要な持ち物については、施設に直接確認ください。

8. 送迎サービス

保育園などの登園中の急な発熱などに、保護者の依頼により代わりに迎えへ行き、医療機関を受診した後に、保育を行うこともできます。詳細については、施設に直接確認ください。

※お迎え依頼用の利用登録が別途必要になります。

※お迎えに使用するタクシー費用や医療機関の受診に係る費用は、利用料とは別途必要になります。

※当日の施設の利用状況や児童の症状などにより、お迎えをお断りする場合があります。

※医療機関が休診・診療時間外の場合は、利用できません。

※医療機関の受診結果により、保育を行うことができない場合も利用料が発生します。また、その場合は保護者へ連絡しますので、施設まで速やかにお迎えに来ていただきます。

担当：健康福祉部 福祉課 児童福祉係

TEL：075-956-2101